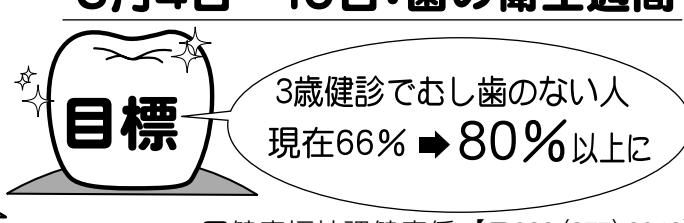
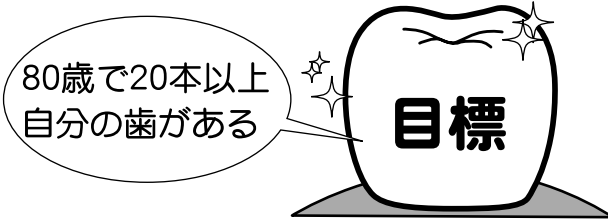


子どもも大人も 歯を大切にしよう

6月4日～10日：歯の衛生週間



健康福祉課健康係 【☎028 (677) 6042】

受けよう歯周疾患検診

町では、節目検診(40、50、60、70歳)として歯周疾患検診を町内の歯科医院に委託して実施しています。平成17年度は53人が受診し、前年度の2.7倍になりました。少しずつ増えています。対象者の6.8%しか受診していません。考えてみると、多くの人に関心を持っていただきたい現状です。歯が抜けてしまうのは、単なる年のせいではなく、むし歯や歯肉炎などの歯周疾患によるものがほとんどです。寿命が延びた今、一

むし歯予防には、おやつ取り方にも注意!

1歳6か月でむし歯のあるお子さんは3人でしたが、2歳6か月では27人、3歳では40人になり、年齢が高くなるにつれて、むし歯のあるお子さんは多くなっています。3歳児健診を受けた人の34%にむし歯があり、県平均より少し高めました。(平成16年度県平均31.5%)

むし歯のあるお子さんは、比較的小さいうちからあめやチョコレート、スナック菓子などを食べていることが多いことが原因としてあげられます。また、口の中

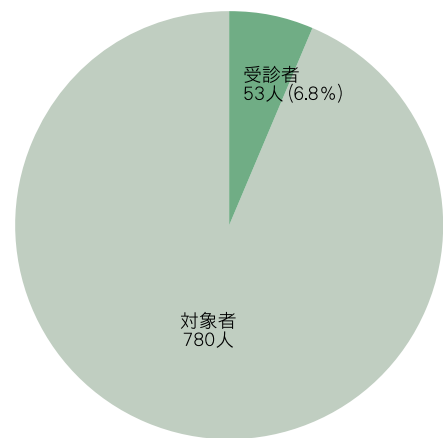


をきれいな状態で長く保つためには、おやつは時間を決めていたら食べないことが大切です。さらに、3歳児では自分で歯みがきをして、しっかりと磨けています。寝る前に大人が仕上げ磨きをしてあげることが大切です。できれば小学校の低学年まで続けてください。

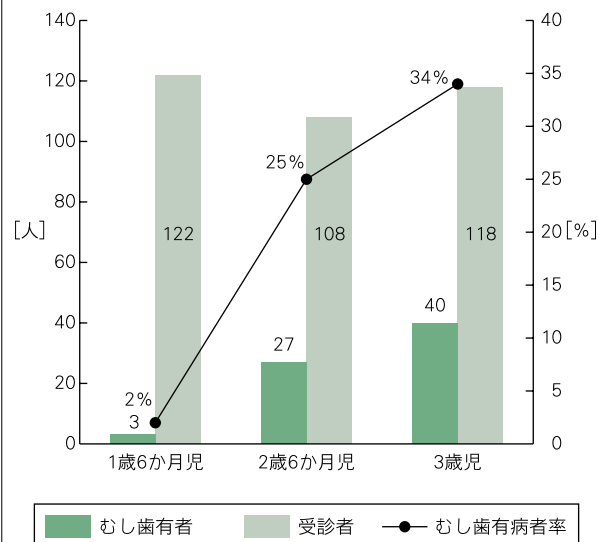


生自分の歯で、おいしく食べるために、ぜひ歯周疾患検診を受けてください。今年度秋にも、対象となる人には検診の通知をします。対象外の人、歯科医院で正しいブラッシングの方法を覚えてもらったり、歯周疾患になっていないか、確認してもらおうとよいでしょう。

平成17年度芳賀町歯周疾患検診実施状況 (対象:40・50・60・70歳)



平成17年度幼児検診むし歯有者



平成18年度

個人の町民税・県民税のお知らせ

平成18年度個人町民税・県民税の納税通知書と課税明細書(普通徴収)を6月14日に発送しますので、内容をよくお確かめのうえ納入ください。今回の税制改正のポイントとして定率減税の引き下げや、老年(65歳以上)の方への改正がありました。それにより税額が大きく変わる人が増えます。ご不明な点は担当までお問い合わせください。

税務課町民税係 【☎028 (677) 6034】

■納める方法(納期限=月末日が休祝祭日のときは翌営業日となります。)

普通徴収とは…主に、個人事業者(営業・農業)、年金受給者などが対象となります。納入は年税額を平成18年6月・8月・10月・12月の4回に分割して納めます。

特別徴収とは…給与所得者が給与から天引きにて納入していただきます。課税明細書等は会社を通じて個人へ送付されます。また、退職時には原則、普通徴収として個人へ納付書を送付しています。納入は年税額を平成18年6月から平成19年5月までの12回に分割して納めます。

■税制改正のポイント

1 老年者控除の廃止

年齢65歳以上で、前年の合計所得金額が1,000万円以下の人に適用される老年者控除(48万円)が廃止されます。 ※この場合の年齢65歳以上とは、昭和16年1月1日以前生まれの人です。

	改正前	改正後
老年者控除 (65歳以上)	48万円	廃止

2 年金控除額の引き下げ、年金所得計算の見直し

<年金控除額> ※65歳未満の人は現行どおり

	改正前	改正後
年金控除 (65歳以上)	140万円	120万円

<年金所得計算> ※65歳未満の人は現行どおり

65歳以上(改正後)	
年金収入金額 [A]	所得金額
330万円未満	[A] - 120万円
330万円～410万円未満	[A] × 75% - 37.5万円
410万円～770万円未満	[A] × 85% - 78.5万円
770万円以上	[A] × 95% - 155.5万円

3 定率減税の縮減

平成11年以降景気対策のための臨時措置として継続されてきた定率減税が2分の1に縮減されます。

	改正前	改正後
定率減税	15% (上限4万円)	7.5% (上限2万円)

住民税が上がったみたい…



4 65歳以上の老年者非課税措置の廃止

今まで、老年者(65歳以上)で合計所得が125万円以下の方は控除金額に関係なく非課税でしたが、平成18年度から課税になります。

ただし、平成17年1月1日現在で65歳以上(昭和15年1月1日以前に生まれた人)で合計所得金額が125万円以下の人については、平成18年度の町県民税額を3分の1とし、平成19年度を3分の2とします。

5 均等割を負う夫と生計を一にする妻の均等割額

平成16年度まで均等割を納める夫と生計を一にする妻で夫と同じ市町村内に住所を有する人は均等割がかかりませんでした。この措置の廃止に伴い、平成17年度の移行措置(均等割の2分の1減額)がなくなり、平成18年度から通常の4,000円(町民税3,000円・県民税1,000円)が課税されます。